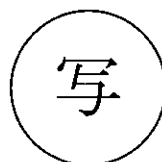


埼 玉 県 教 育 局
市町村支援部生徒指導課長 様



組 一 第 2 5 3 9 号
令和 7 年 8 月 18 日

埼 玉 県 警 察 本 部
組織犯罪対策第一課長

玩具拳銃の回収及び回収期間の周知について（依頼）

平素より、多岐にわたる警察活動への御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、新たに国内で流通している海外製の玩具拳銃が、真正拳銃と同様の発射機能を有していることが確認されると共に、同玩具拳銃については、クレーンゲーム等の景品として、一般流通していることが判明し、現在、各警察署において回収作業を推進しているところであります。

回収期間は、本年12月31日までとなっており、この期日以降に前記玩具拳銃を所持していた場合、銃砲刀剣類所持等取締法違反に抵触するおそれがあります。

つきましては、警察庁で作成した玩具拳銃回収を呼び掛ける広報用チラシを電子データで送付させていただきますので、各学校における教育、生徒保護者に対する周知連絡等に御活用していただきますようお願い申し上げます。

担当者 埼玉県警察本部刑事部
組織犯罪対策局組織犯罪対策第一課
企画係 加藤
(電話 048-832-0110 内線4527)